原議保存期間	5年（令和13年3月31日まで）
有 効 期 間	一種（令和13年3月31日まで）

警　視　庁　交　通　部　長　　警察庁丁交企発第134号
各道府県警察本部長　殿　　令和7年5月26日
（参考送付先）　　警察庁交通局交通企画課長
各管区警察局広域調整担当部長

特定自動運行実施者に対する指導等の推進について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）の施行による特定自動運行に係る許可制度の運用開始後２年以上が経過し、その許可事例も年々増加しており、今後とも一層の制度の運用が見込まれる。一方で、特定自動運行に係る不適切事案や重大な交通事故が発生すれば、社会的な反響は極めて大きく、我が国における自動運転の実用化に多大な影響を及ぼすおそれがある。

特定自動運行の許可制度の適正な運用を図るため、各都道府県警察にあっては、下記の点に留意しつつ、今後、立入検査を定期的に実施するなどし、特定自動運行の現状の把握に努め、特定自動運行実施者に対する適切な指導を行うこととされたい。

記

１　立入検査

公安委員会は、特定自動運行に関する規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができることとされている。（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の25第１項）

特定自動運行が適切に行われているかを把握するため、各種警察活動等を通じた情報収集に努めるとともに、法に基づく立入検査等を適切に活用すること。

(1)　立入検査の実施要領

適正な運行を担保するためには、特定自動運行実施者による特定自動運行計画に基づく教育や運行管理等が適切に実施されることが極めて重要であることから、立入検査においては、

・　特定自動運行用自動車の管理状況
・　特定自動運行主任者、現場措置業務実施者及びその他の従事者に対する教育実施状況
・　特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定及び配置状況
・　特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の業務従事状況

等について、特定自動運行用自動車、関係簿冊等の確認や特定自動運行主任者等に対する応問により確認すること。

(2)　立入検査の結果の記録

立入検査を実施した場合は、その実施状況について、別記様式１により記録して

おくこと。

(3)　立入実施時の留意事項

立入検査を実施するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア　身分を示す証票を携帯し、関係者に提示すること。

イ　立入検査は、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所の責任者又はこれに代わるべき者の立ち会いを得て実施すること。

ウ　立入検査は、特定自動運行に関する規定の施行に必要な限度で行い得るものであり、立入場所、質問事項は、立入目的以外に及ばないこと。また、立入りの目的を達するために必要な範囲を超えて特定自動運行実施者に無用な負担をかけないこと。

エ　立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、法第119条の２の３第３号の規定により、20万円以下の罰金に処せられ、更に、法第123条の規定により両罰規定も適用されるものであることから、相手方が立入検査に異議を申し立てようとする場合には、その旨を説明し、理解と協力を得られるようにすること。

２　法令違反等に対する措置

立入検査等の結果、法令違反を発見したときは、指導・警告、行政処分又は検挙の措置を講じること。

なお、法第75条の26第１項の規定による指示、法第75条の27第１項の規定による許可の取消し若しくは許可の停止又は法第75条の28第１項の規定による仮停止に関しては、当該処分の概要について、別記様式２により、事前に交通企画課長宛てに報告すること。